6　認定資格有効期間　認定の日から当該工事の完成後３か月を経過する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結されるまでとする。

7　その他

⑴　共同企業体の名称は、「○○・△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　同一の者が二以上の特定共同企業体の構成員となって申請することはできない。

競争参加者の資格に関する公示

大阪大学（吹田）医学部附属病院統合診療棟等新営その他機械設備工事に係る特定建設工事共同企業体の一般競争参加資格審査申請について

標記について、下記要領により特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の一般競争参加資格審査申請を受け付けることとしたので、希望者は申請されたく、公示する。

令和３年４月15日

国立大学法人大阪大学総長　西尾章治郎

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　27

1　工事概要等

⑴　工事名　大阪大学（吹田）医学部附属病院統合診療棟等新営その他機械設備工事

⑵　工事場所　大阪府吹田市山田丘１－１（国立大学法人大阪大学吹田団地構内）

⑶　工事概要

【統合診療棟―新営】主要構造　Ｓ造・ＳＲ造・免震、階数　地上８階・地下２階、工事延べ面積　68,480.95㎡

【外来・中診棟―改修】主要構造　ＳＲ造、階数　地上５階・地下１階、工事延べ面積　43,682.54㎡

【オンコロジーセンター棟―改修】主要構造　Ｓ造、階数　地上５階・地下１階、工事延べ面積　3,469.26㎡

⑷　工期　令和６年10月31日

⑸　使用する主要な資機材　空調設備一式、換気設備一式、衛生設備一式、手術室内装一式

2　共同企業体一般競争参加資格審査申請書の受付期間及び提出方法

令和３年４月15日（木）から令和３年５月10日（月）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の９時00分から17時00分まで。

下記３に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）すること。

3　共同企業体一般競争参加資格審査申請書の受付場所

〒565―0871 大阪府吹田市山田丘１番１号

国立大学法人大阪大学　担当部署名　施設部企画課施設経理係　電話06―6879―7116

4　提出書類　特定建設工事共同企業体の一般競争参加資格審査申請書（建設工事）他

5　共同企業体の構成員の数、資格要件等　次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される共同企業体であること。

⑴　国立大学法人大阪大学契約規則第７条及び第８条の規定に該当しない者であること。

⑵　文部科学省において令和３・４年度の管工事の一般競争参加者の資格を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,100点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、900点）以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成18年度以降に、元請（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者から直接請け負うことをいう。以下同じ。）として完成し、引渡しが完了した次の要件を満たす施工実績を有すること。

また、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、この一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。

①　単体又は共同企業体の代表者　次の㈠から㈢の要件をすべて満たす工事（発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

㈠　病院（医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５に規定する病院をいう。以下同じ。）における診療の用に供する建物の工事であること。

㈡　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物の工事であること。

㈢　新築機械設備工事、増築機械設備工事又は改築機械設備工事であること。

㈣　㈢に係る部分の床面積の合計が１万平方メートル以上の工事であること。

ただし、上記㈠から㈣まではすべて同一建築物の実績であること。また㈡については主たる構造種別である場合とし、一部のみが当該構造種別である場合は実績とは認めない。

②　共同企業体の代表者以外の構成員　次の㈠から㈣の要件をすべて満たす工事（発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「代表者以外の構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

㈠　病院、校舎、研究施設又は庁舎の工事であること。

㈡　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物の工事であること。

㈢　新築機械設備工事、増築機械設備工事又は改築機械設備工事であること。

㈣　㈢に係る部分の床面積の合計が５千平方メートル以上の工事であること。

ただし、上記㈠から㈣まではすべて同一建築物の実績であること。また、㈡については主たる構造種別である場合とし、一部のみが当該構造種別である場合は実績とは認めない。

同種工事の実績及び代表者以外の構成員の実績が、国立大学法人大阪大学発注の工事又は工事成績相互利用対象工事である場合は、工事成績評定点が65点未満でないことで実績とする。

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の管工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、